

札幌市営住宅条例（抄）（平成 9 年 3 月 28 日条例第 13 号）

第 3 節 入居者選考委員会

追加〔平成 24 年条例 54 号〕

第 10 条 市長の諮問に応じ、前 2 条に規定する入居者の選考等について審査するため、札幌市営住宅入居者選考委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会の組織及び運営については、市長が定める。

札幌市営住宅条例施行規則（抄）（平成 9 年 3 月 28 日規則第 41 号）

第 2 節 入居者選考委員会

追加〔平成 24 年規則 63 号〕

（委員会の組織）

第 12 条 条例第 10 条第 1 項に規定する札幌市営住宅入居者選考委員会（以下「委員会」という。）は、委員 5 人をもって組織する。

2 委員は、学識経験のある者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

（委員の任期）

第 13 条 委員の任期は、2 年とし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。

（委員長及び副委員長）

第 14 条 委員会に委員長、副委員長各 1 人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 委員長及び副委員長ともに事故があるときは、委員長のあらかじめ指定する委員がその職務を代理する。

（招集）

第 15 条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

（会議）

第 16 条 委員長は、会議の議長となる。

2 委員会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

（会議結果の報告）

第 17 条 委員会は、会議の結果を市長に報告しなければならない。

（委員会の庶務）

第 18 条 委員会の庶務は、都市局において行う。

（委員会の運営事項）

第 19 条 第 12 条から前条までに定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。